

# 電気供給事業を行う法人の事業税は「収入金額課税」です

電気供給業を行う法人の事業税の課税標準は、当該事業年度の収入金額とされています。

このため、再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）の固定価格買取制度の実施などによる電気供給業を行う法人の事業税は、各事業年度の収入金額を課税標準とする収入割により申告していただくことになります。（法72条の12①Ⅱ）

なお、現に電気を供給しているという実態があれば、電気事業法に規定する事業であるか否かを問いません。（通（県）3章4の9の2）

収入金額 ※(課税標準)	=	①収入すべき金額の総額	-	②控除すべき金額
※ 詳細については裏面を参照してください。				

## 税額計算について

税区分	課税標準	税率		計算方法
		平成26年9月30日までに開始する事業年度	平成26年10月1日以後に開始する事業年度	
法人事業税	収入金額※	0.7%	0.9%	課税標準×税率＝法人事業税収入割額
地方法人特別税	法人事業税収入割額	81.0%	43.2%	課税標準×税率＝地方法人特別税収入割額

## 電気供給業と電気供給業以外の事業を併せて行う場合について

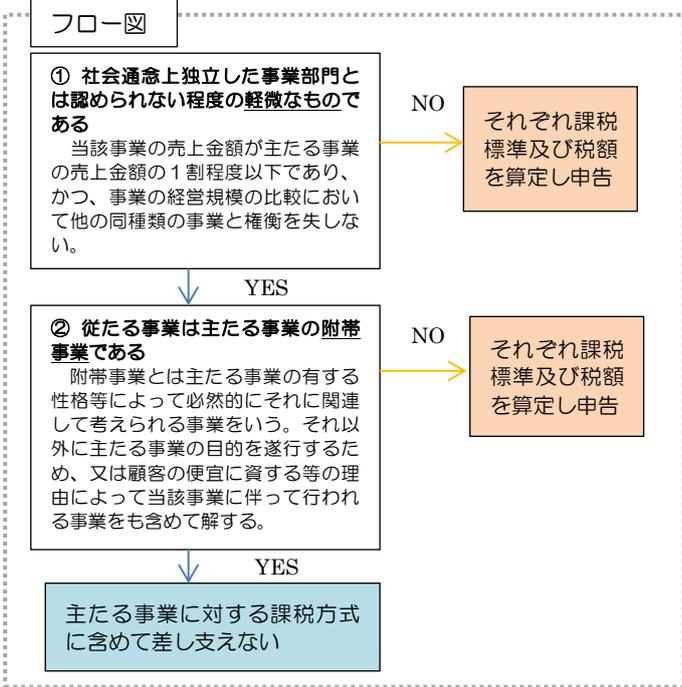
【原則】

電気供給業とその他の事業（所得等課税事業）のそれぞれの事業部門ごとに区分計算を行い、それぞれの事業部門ごとに課税標準額及び税額を計算してください。

①電気供給業 →収入割  
②その他の事業 →所得割（及び付加価値割、資本割）  
・上記①と②の合算額により申告してください。

【例外】

主たる事業に比較して、従たる事業が社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の**軽微なものである**、主たる事業の**附帯事業**として行われていると認められる場合は、従たる事業を主たる事業のうちを含めて、主たる事業の課税方式により課税標準及び税額を算定することができます。（フロー図により判定）



## 申告書に添付する書類について

一般的な法人が申告書に添付する書類以外に、次の書類の添付をお願いします。

- ◎貸借対照表、損益計算書
- ◎収入金額に関する計算書（第6号様式別表6）
- ◎法人税申告書別表4
- ◎その他・・・収入金額算定の基礎資料

お問い合わせ先

島根県東部県民センター	法人課税課	TEL 0852-32-5621
島根県西部県民センター	法人・軽油課税課	TEL 0855-29-5519

— 収入金課税に係るQ & A —

Q 1 課税標準となる収入金額とは？

A 1 原則として電気事業会計規則による収入（電気事業会計規則の適用がない場合には、これに準ずる方法により計算した収入）となります。主な収入は次のものとなりますが、具体的には、①収入すべき金額の総額から②控除すべき金額を差し引いた金額が課税標準となる収入金額となります。  
(通(県)3章4の9の2)

- 各種電灯料収入
- 各種電力量収入  
(新エネルギー等電気相当量を含む)
- 遅収加算料金
- せん用料金
- 電球引換料
- 配線貸付料
- 諸機器貸付料及び受託運転収入、諸工料
- 水力又はかんがい用水販売代等の供給雑益に係る収入
- 設備貸付料収入

Q 2 ①収入すべき金額の総額とは？

A 2 各事業年度において収入することが確定した金額で、その事業年度の収入として経理されるべきその事業年度に対応する収入となります。  
(通(県)3章4の9の1、4の9の3)

注 1) 貸倒が生じたとき又は値引きが行われたときは、貸倒が生じた日又は値引きが行われた日の属する事業年度の収入金額から控除します。

注 2) 自ら電源開発等の事業を行うため建設仮勘定を設け、これを別個に経理している場合、当該建設仮勘定に供給した電力に係る収入金額は自家消費に当たるため、収入金額に含めません。

注 3) 料金と併せて収入する消費税の金額は、収入金額に含めません。

Q 3 ②控除すべき金額とは？

A 3 次の収入です。(法72条の24の2①、令22、通(県)3章4の9の6、法附則9⑧、令附則6条の2②、⑦)

- 国又は地方団体から受けるべき補助金
- 固定資産の売却による収入金額
- 保険金
- 有価証券の売却による収入金額
- 不用品の売却による収入金額
- 受取利息及び受取配当金
- 需要者等から収納する工事負担金等
- 損害賠償金、投資信託に係る収益分配金、株式手数料、社宅貸付料等
- 電気供給業を行う他の法人から電気の供給を受けて電気を供給する場合に供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額
- 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第16条の賦課金
- 特定規模需要に應ずる電気の託送供給に係る料金として支払うべき金額に相当する収入金額
- 特定実用発電用原子炉設置者に対して積立てられるべき金銭として交付すべき金額に相当する収入金額

Q 4 電気供給業とその他の事業との区分計算を行う場合において、電気供給業とその他の事業に共通する収入金額又は経費があるときはどうなりますか？

A 4 電気供給業とその他の事業の両事業部門に共通する収入金額又は経費があるときは、これらの共通収入金額又は共通経費を両事業部門の売上金額等最も妥当と認められる基準(例：売上金額)によってあん分してください。  
(通(県)3章4の9の5)

Q 5 中間(予定)申告は必要ですか？

A 5 収入割を申告する法人で事業年度が6月を超える場合には、法人事業税については必ず中間申告納付(予定申告又は仮決算に基づく中間申告)をすることとなっています。(法72条の26⑧ただし書)